

## 選挙の電子化について

### 【ご意見】

先日の千曲市長選挙も佐久におき投票できませんでした。  
今回の参議院選挙も投票に行きたいのですが、仕事ならびに新型コロナウイルスのこともあり実際に行きたくても行けない状況です。

全国に先駆けてパソコン、スマホでの投票を可能にしてほしいです。

東京まで一時間ほどで行ける現在で、選挙は郵便で選挙用紙が届いてそれを持って投票所に行き鉛筆で書いて投票。

あまりに時代にそぐわないですし変えるべきと思います。もちろんパソコン、スマホをお持ちでない方もいらっしゃいますのでその方は今まで通りで構わないと思います。

私のように仕事で難しい方、選挙所に出向くのが難しい方、また私もそうでしたが 20 代のあまり選挙に興味のない方などスマホで投票できると本当に助かりますし何より先日の千曲市長選挙に行けずに後悔することもなくなります。

この千曲市から選挙方法を変えたいというかこれが時代に合った自然だと思います。

(ご意見はながの電子申請によりお寄せいただき、要約しております)

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

### 【回答：選挙管理委員会】

電子投票に関しましては、その実現により、仕事の都合などで遠隔地にお住まいの方や、或いはそういった特段の事情の無い皆さんにとっても、大きな利便性の向上をもたらすことが期待されます。また、それにより、投票率の向上や選挙事務に携わる者の働き方改革にも大きく寄与することが想

## 選挙の電子化について

像できます。

しかし、国会議員や地方自治体の議会議員やその長など、いわゆる公職につく人を選ぶにあたっては「公職選挙法」に則った方法で行うこととされており、同法により投票日当日、投票所において投票することが原則とされております。その例外として不在者投票がありますが、遠隔地にお住まいの方が投票する場合には、選挙人名簿に登録のある自治体の選挙管理委員会に郵便等で投票用紙等を請求していただき、所在地の選挙管理委員会で不在者投票を行っていただくかなければなりません。これらにつきましては、上位法である公職選挙法で定められていることから、自治体の条例規則等でそれを逸脱する手法を定め施行することはできない状況ですのでご理解をいただきたいと存じます。

一方、総務省ではインターネット投票の実現に向け、昨年、実証実験を行っております。これはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用したもので、まずは在外投票での実用化を目指したのですが、条件が整えば国内選挙での応用も検討されるということです。市といたしましても、法改正に速やかに対応できるよう、今後の動向を注視してまいります。